

国立大学法人東京医科歯科大学設計・コンサルティング 資格業者登録要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「東京医科歯科大学」という。）における施設整備事業に伴う設計及びコンサルティング業務に係る有資格業者の登録については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(設計・コンサルティング業務の有資格業者登録に係る規程等の準用)

第2条 設計及びコンサルティング業務の有資格業者の登録に係る本規程の運用においては、設計・コンサルティング業務の有資格業者の登録について（文教施設部長通知文施指第133号 平成7年12月21日）の規定を準用するものとする。

(一般競争参加者の資格審査手続等)

第3条 設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格審査手続等については、設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格（監理室長事務連絡 平成15年5月9日）の文書を参考として活用できるものとする。この場合において、同文書を活用する場合には、同文書中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

(一般競争参加者の資格を持つ者として認めるもの)

第4条 設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格（監理室長事務連絡 平成15年5月9日）により、一般競争参加者の資格を持つ者については、東京医科歯科大学における設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格を持つ者として認めるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。